保険特別勘定　貸借対照表

（平成29年3月31日現在）　（単位：円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
現金及び預貯金	9,200,726,958	保険契約準備金	16,432,897,010
預貯金	9,200,726,958	支払備金	1,650,100,254
有価証券	2,567,818,116	責任準備金	14,782,796,756
国債	2,217,730,000	その他負債	127,127,331
社債	213,880,000	再保険借	1,602,980
株式	136,208,116	外国再保険借	56,057,745
貸付金	127,858	未払金	68,804,651
保険約款貸付	127,858	仮受金	661,955
その他資産	59,124,229	特別法上の準備金	17,920,780
未収保険料	361,904	価格変動準備金	17,920,780
共同保険貸	40,262		
再保険貸	959,287	（負債合計）	16,577,945,121
外国再保険貸	945,208		
未収金	27,247,582		
未収収益	5,561,193		
預託金	23,935,263	利益剰余金	△ 4,878,053,149
仮払金	73,530	その他利益剰余金	△ 4,878,053,149
		繰越利益剰余金	△ 4,878,053,149
		その他有価証券評価差額金	127,905,189
		（純資産合計）	△ 4,750,147,960
資産合計	11,827,797,161	負債・純資産合計	11,827,797,161

保険特別勘定　損益計算書

（自　平成28年4月1日　至　平成29年3月31日）　（単位：円）

費用の部		収益の部	
科目	金額	科目	金額
経常費用	1,415,030,100	経常収益	1,453,384,670
保険引受費用	1,078,832,953	保険引受収益	1,383,623,440
正味支払保険金	893,134,511	正味収入保険料	△ 140,391,857
損害調査費	32,070,517	収入積立保険料	379,790
諸手数料及び集金費	81,509,315	積立保険料等運用益	597,671
満期返戻金	72,118,610	支払備金戻入額	57,826,783
		責任準備金戻入額	1,465,085,355
		為替差益	125,698
資産運用費用	0	資産運用収益	35,993,338
		利息及び配当金収入	36,591,009
		積立保険料等運用益振替	△ 597,671
営業費及び一般管理費	279,345,116		
その他経常費用	56,852,031	その他経常収益	33,767,892
支払利息	601,244	貸倒引当金戻入額	394,000
その他の経常費用	56,250,787	その他の経常収益	33,373,892
		一般勘定より受入	0
特別損失	665,052	特別利益	0
特別法上の準備金繰入額	665,052		
価格変動準備金繰入額	665,052		
（当期剰余）			
当期純利益金	37,689,518		
合計	1,453,384,670	合計	1,453,384,670

重要な会計方針

1．有価証券の評価基準及び評価方法は次のとおりである。

（1）子会社株式の評価は、移動平均法に基づく原価法によっている。

（2）その他有価証券のうち時価のあるものの評価は、期末日の市場価格等に基づく時価法によっている。

なお、評価差額は全部純資産直入法により処理し、また、売却原価の算定は移動平均法に基づいている。

（3）その他有価証券のうち時価を把握することが極めて困難と認められるものの評価は、移動平均法に基づく原価法または償却原価法によっている。

2．貸倒引当金は、債権の貸倒れによる損失に備えるため、資産の自己査定基準及び償却・引当基準に基づき、次のとおり計上している。

破産、特別清算、手形交換所における取引停止処分等、法的・形式的に経営破綻の事実が発生している債務者に対する債権及び実質的に経営破綻に陥っている債務者に対する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額等を控除し、その残額を計上している。

今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に対する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額のうち債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上している。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率を債権額に乗じた額を計上することとしているが、当事業年度に関しては上記期間における貸倒実績がないため、計上していない。

3．価格変動準備金は、株式等の価格変動による損失に備えるため、保険業法第115条の規定に基づき計上している。

4．消費税等の会計処理は税抜方式によっている。ただし、損害調査費、営業費及び一般管理費等の費用は税込方式によっている。